宍粟市水道料金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月11日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第19号

宍粟市水道料金等助成規則の一部を改正する規則

宍粟市水道料金等助成規則（令和２年宍粟市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

| 改　正　前 | 改　正　後 |
| --- | --- |
| （目的）<br>第１条　この規則は、福祉世帯、空き家の所有者、自治会その他これに類すると市長が認める団体（以下「自治会等」という。）に係る水道料金等の一部を助成することにより、自治会等の経済的負担を軽減し、福祉の向上、市民の安全及び良好な生活環境の保全並びにコミュニティの活性化及びまちづくり活動に寄与することを目的とする。 | （目的）<br>第１条　この規則は、福祉世帯に係る水道料金等の一部を助成することにより、福祉世帯の経済的負担を軽減し、もってその福祉の向上に寄与することを目的とする。 |
| （定義）<br>第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>［（１）　略］<br>（２）　自治会管理施設　給水装置（宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号）第３条に規定する給水装置をいう。以下同じ。）を設置し、自治会等が維持及び管理をする次の各号に掲げる施設をいう。<br>（３）　水道料金等　次に掲げる料金、使用料等をいう。<br>ア　宍粟市水道事業給水条例第28条に規定する料金 | （定義）<br>第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>［（１）　略］<br>［削除］<br>（２）　水道料金等　次に掲げる料金、使用料等をいう。<br>ア　宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号）第28条に規定する料金 |

| 改　正　前 | 改　正　後 |
| --- | --- |
| ［イ～エ　略］ | ［イ～エ　略］ |
| （助成の種類及び対象） | （助成の対象） |
| 第３条　水道料金等の助成の種類及びその対象は、次の各号に掲げるものとする。 | 第３条　水道料金等の助成の対象は、本市の住民基本台帳に記録され、当該住所地に生活の本拠を有する者で、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす世帯に属するものとする。 |
| （１）　福祉世帯水道料金等助成　福祉世帯のうち、本市の住民基本台帳に登録のある世帯（現に住民基本台帳に記載のある住所地において生活しているものに限る。）で、当該世帯の世帯員のいずれにも水道料金等の滞納がないもの | （１）　福祉世帯であること。 |
| （２）　自治会管理施設水道料金等助成　自治会管理施設であって、営利を目的としないもの | （２）　当該世帯に属する者のいずれにも水道料金等の滞納がないこと。 |
| （交付の認定申請） | （交付の認定申請） |
| 第４条　助成金の交付を受けようとするものは、次の区分に応じ、当該各号に定める申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。 | 第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉世帯水道料金等助成認定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。 |
| （１）　前条第１号に規定する助成　福祉世帯水道料金等助成認定申請書（様式第１号） | ［削除］ |
| （２）　前条第２号に規定する助成　自治会管理施設水道料金等助成認定申請書（様式第２号） | ［削除］ |
| （交付の認定等） | （交付の認定等） |
| 第５条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を精査し、要件を満たすと認めたときは、水道料金等助成認定通知書（様式第３号）により自治会等へ通知するものとする。 | 第５条　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を精査し、第３条に規定する要件（以下「認定要件」という。）を満たすと認めたときは、水道料金等助成認定通知書（様式第２号）により申請者へ通知するものとする。 |
| （助成金額等） | （助成金額等） |
| 第６条　市長は、前条の規定による認定を受けた自治会等に対し、別表に定め | 第６条　市長は、前条の規定による認定を受けた申請者に対し、その納付すべ |

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>る助成金を交付するものとする。ただし、第４条に規定する申請書の提出のあった月の翌月以降に生じた水道料金等から交付の対象とする。<br><br>２　第２条第３号エに規定するもの以外については、自治会等が支払うべき水道料金等から前項に規定する助成金の額を差し引くことにより、助成金を交付したものとみなす。<br>（助成金の請求）<br>第７条　第２条第３号エに規定するものは、助成金請求書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。<br><br>［追加］<br><br>（届出の義務）<br>第８条　第４条の規定による申請の内容に変更が生じ、又は申請認定要件を満たさなくなった場合は、自治会等は、速やかに市長に届け出なければならない。<br>（返還）<br>第10条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた自治会等があるときは、当該自治会等から、その助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。<br>別表（第６条関係）<br><table><tr><th colspan="2">種類</th><th>助成金額</th></tr><tr><td rowspan="2">福祉世帯水道料金等助成</td><td>上水道料金</td><td>13㎜　770円<br>20㎜　1,010円</td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td>210円</td></tr></table></td>
<td>き水道料金等の種類に応じ、それぞれ別表に定める助成金を交付するものとする。ただし、申請書の提出のあった日の属する月の翌月以降の月分の水道料金等から助成の対象とする。<br>２　第２条第２号アからウまでに規定する水道料金等に係る助成金については、申請者が支払うべきこれらの水道料金等から前項に規定する助成金の額を差し引くことにより、交付したものとみなす。<br>（助成金の請求）<br>第７条　第２条第２号エに規定する水道料金等に係る助成金の交付を受けようとする者は、助成金請求書（様式第３号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。<br>２　市長は、前項の規定による請求が適当と認めたときは、別表福祉世帯水道料金等助成の部下水道使用料の項に掲げる助成金を交付する。<br>（届出の義務）<br>第８条　第４条の規定による申請の内容に変更が生じ、又は認定要件を満たさなくなった場合は、申請者は、速やかに市長に届け出なければならない。<br><br>（返還）<br>第10条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者があるときは、当該申請者から、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。<br>別表（第６条、第７条関係）<br><table><tr><th colspan="2">種類</th><th>助成金額</th></tr><tr><td rowspan="2">福祉世帯水道料金等助成</td><td>上水道料金</td><td>13㎜　770円<br>20㎜　1,010円</td></tr><tr><td>下水道使用料</td><td>210円</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>自治会管理施設水道料金等助成</td><td>上水道料金</td><td>対象となる給水装置に係る宍粟市水道事業給水条例第28条第３項に規定する従量料金の額とする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>下水道使用料</td><td>宍粟市下水道条例別表及び宍粟市生活排水処理施設条例別表第２に規定する超過使用料とする。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

様式第１号中「第４条第１号」を「第４条」に改める。

様式第２号を削る。

様式第３号を様式第２号とし、様式第４号を様式第３号とする。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。